

○財務省告示第八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二十一万七千六百七十三トン

二 冷凍牛肉

二十六万四千四百二十三トン

2 平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十万九千六百八十トン

二 冷凍牛肉

十一万二千五十六トン